

平成22年12月

第176回国会（臨時会）  
通過議案要旨集  
（速報版）

衆議院調査局

# 目 次

第176回国会（臨時会）議案審議等概況.....	1
第176回国会（臨時会）議案審査経過	
閣法.....	3
衆法.....	6
参法.....	10
予算.....	11
条約.....	12
承認.....	13
承諾.....	13
決算・国有財産等.....	14
決議案.....	15
両院通過議案要旨	
総務委員会.....	17
法務委員会.....	22
財務金融委員会.....	23
厚生労働委員会.....	25
農林水産委員会.....	26
経済産業委員会.....	28
国土交通委員会.....	29
環境委員会.....	31
安全保障委員会.....	33
予算委員会.....	34
議院運営委員会.....	38
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会.....	40
決議	
本会議.....	41
委員会.....	42
通過議案概要一覧.....	45
【参考】 閉会中審査議案概要一覧.....	51

会派の正式名称と略称は次のとおりです。

会派名	会派略称
民主党・無所属クラブ	民主
自由民主党・無所属の会	自民
公明党	公明
日本共産党	共産
社会民主党・市民連合	社民
みんなの党	みんな
国民新党・新党日本	国民
たちあがれ日本	日本
国益と国民の生活を守る会	国守
無所属	無

## 第176回国会（臨時会）議案審議等概況

### 1 会 期

平成22年10月1日から12月3日までの64日間

### 2 議案件数

閣 法	37件（成立 14件、継続 13件、 参議院継続 6件、審査未了 4件）
衆 法	41件（成立 10件、継続 28件、審査未了 2件、 撤回 1件）
参 法	11件（参議院継続 4件、参議院審査未了 1件、 参議院未付託未了 5件、参議院撤回 1件）
予 算	3件（成立）
条 約	5件（継続 1件、参議院未付託未了 4件）
承認を求めるの件	1件（成立 1件）
承諾を求めるの件	7件（継続 4件、参議院継続 3件）
決 算 等	8件（継続 6件、審査未了 2件）
決 議 案	
本 会 議	4件（可決 2件、否決 2件）
委 員 会	4件（法務委員会、厚生労働委員会、経済産業委員会 2件）

# 第176回国会（臨時会）議案審査経過

〔閣法〕

太字は成立議案

提出 回次	議案件名	衆議院						参議院				公布日 (法律番号)	
		委員会			本会議			委員会		本会議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日		審議結果
174	政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第13号）	内閣	10/1					閉会中審査					
174	防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第27号）	安全保障	10/1	11/11	可決		11/16	可決				閉会中審査	
174	賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案（第174回国会内閣提出第36号、参議院送付）	国土交通	10/1					閉会中審査					
174	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（第174回国会内閣提出第37号、参議院送付）	国土交通	10/1	11/5	可決	有	11/11	可決	11/16	可決	11/17	可決	11/25 (52)
174	国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第41号）	厚生労働	10/1	11/17	修正	有	11/18	修正				閉会中審査	
174	国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第42号）	国土交通	10/1		審査未了								
174	航空法の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第48号）	国土交通	10/1		審査未了								
174	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第49号）	経済産業	10/1					閉会中審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
174	農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第50号）	農林水産	10/1	11/16	修正		11/16	修正	11/25	可決	11/26	可決	12/3 (67)
174	高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案（内閣提出、第174回国会閣法第51号）	国土交通	10/1		審査 未了								
174	予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（第174回国会内閣提出第54号、参議院送付）	厚生労働	10/1					閉会中 審 査					
174	環境影響評価法の一部を改正する法律案(第174回国会内閣提出第55号、参議院送付)	環 境	10/1	11/19	可決	有	11/25	可決				閉会中 審 査	
174	地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第174回国会内閣提出第56号、参議院送付）	総 務	10/1					閉会中 審 査					
174	国と地方の協議の場に関する法律案（第174回国会内閣提出第57号、参議院送付）	総 務	10/1					閉会中 審 査					
174	地方自治法の一部を改正する法律案（第174回国会内閣提出第58号、参議院送付）	総 務	10/1					閉会中 審 査					
174	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、第174回国会閣法第60号)	厚生労働	10/1					閉会中 審 査					
174	保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第64号）	財務金融	10/1	11/2	修正		11/4	修正	11/11	可決	11/12	可決	11/19 (51)
176	郵政改革法案（内閣提出第1号）	総 務	12/2					閉会中 審 査					
176	日本郵政株式会社法案（内閣提出第2号）	総 務	12/2					閉会中 審 査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
176	郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第3号)	総務	12/2					閉会中 審査					
176	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第4号)	倫理選挙	12/2					閉会中 審査					
176	地球温暖化対策基本法案(内閣提出第5号)	環境	12/2					閉会中 審査					
176	高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第6号)	総務	11/24	11/25	可決		11/25	可決	11/26	可決	11/26	可決	12/3 (66)
176	放送法等の一部を改正する法律案(内閣提出第7号)	総務	11/24	11/25	修正		11/25	修正	11/26	可決	11/26	可決	12/3 (65)
176	民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案(内閣提出第8号)	法務	10/26	11/12	可決		11/15	可決				閉会中 審査	
176	独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案(内閣提出第9号)	厚生労働	10/26	11/12	可決	有	11/15	可決				閉会中 審査	
176	防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第10号)	安全保障	12/2		審査 未了								
176	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第11号)(参議院送付)	倫理選挙	11/11	11/26	可決		11/30	可決	10/27	可決	10/29	可決	
176	地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律案(内閣提出第12号)(参議院送付)	環境	11/25	11/30	可決		12/3	可決	11/11	可決	11/12	可決	
176	地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第13号)	総務	11/12	11/16	可決		11/16	可決	11/26	可決	11/26	可決	12/3 (63)
176	展覧会における美術品損害の補償に関する法律案(内閣提出第14号)	文部科学	11/16	11/24	修正		11/25	修正				閉会中 審査	
176	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第15号)	総務	11/11	11/16	可決		11/18	可決	11/25	可決	11/26	可決	11/30 (53)
176	特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第16号)	総務	11/11	11/16	可決		11/18	可決	11/25	可決	11/26	可決	11/30 (54)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
176	国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）	総 務	11/11	11/16	可決	有	11/18	可決	11/25	可決	11/26	可決	12/3 (61)
176	裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）	法 務	11/11	11/17	可決		11/18	可決	11/25	可決	11/26	可決	11/30 (57)
176	検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）	法 務	11/11	11/17	可決		11/18	可決	11/25	可決	11/26	可決	11/30 (58)
176	防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）	安全保障	11/11	11/16	可決		11/18	可決	11/25	可決	11/26	可決	11/30 (59)

〔 衆 法 〕

9

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
173	政治資金規正法及び政党助成法の一部を改正する法律案（大口善徳君提出、第173回国会衆法第3号）	倫理選挙	10/1					閉会中 審 査					
173	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（高市早苗君外3名提出、第173回国会衆法第5号）	法 務	10/1					閉会中 審 査					
173	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案（馳浩君外4名提出、第173回国会衆法第6号）	厚生労働	10/1					閉会中 審 査					
173	地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する法律案（井上信治君外3名提出、第173回国会衆法第11号）	内 閣	10/1					閉会中 審 査					



提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	
173	国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案(田村憲久君外6名提出、第173回国会衆法第12号)	厚生労働	10/1				閉会中 審 査					
174	政党助成法の一部を改正する法律案(林幹雄君外4名提出、第174回国会衆法第2号)	倫理選挙	10/1				閉会中 審 査					
174	教育公務員特例法の一部を改正する法律案(下村博文君外3名提出、第174回国会衆法第4号)	文部科学	10/1				閉会中 審 査					
174	低炭素社会づくり推進基本法案(野田毅君外4名提出、第174回国会衆法第7号)	環 境	10/1				閉会中 審 査					
174	北海道観光振興特別措置法案(佐田玄一郎君外4名提出、第174回国会衆法第11号)	国土交通	10/1				閉会中 審 査					
174	気候変動対策推進基本法案(江田康幸君提出、第174回国会衆法第15号)	環 境	10/1				閉会中 審 査					
174	公職選挙法の一部を改正する法律案(村田吉隆君外4名提出、第174回国会衆法第18号)	倫理選挙	10/1				閉会中 審 査					
174	国会審議の活性化のための国会法等の一部を改正する法律案(小沢一郎君外4名提出、第174回国会衆法第20号)	議院運営	10/1				閉会中 審 査					
174	国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の促進に関する法律案(山本拓君外4名提出、第174回国会衆法第21号)	農林水産	10/1	11/16	撤回 許可							
174	国際平和協力量案(中谷元君外4名提出、第174回国会衆法第24号)	安全保障	10/1				閉会中 審 査					
174	国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(中谷元君外4名提出、第174回国会衆法第25号)	安全保障	10/1				閉会中 審 査					
174	津波対策の推進に関する法律案(二階俊博君外6名提出、第174回国会衆法第28号)	災害対策	10/1				閉会中 審 査					
174	スポーツ基本法案(森喜朗君外5名提出、第174回国会衆法第29号)	文部科学	10/1				閉会中 審 査					
174	死因究明推進法案(下村博文君外5名提出、第174回国会衆法第30号)	内 閣	10/1				閉会中 審 査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
174	自衛隊法の一部を改正する法律案(小野寺五典君外7名提出、第174回国会衆法第31号)	安全保障	10/1				閉会中 審 査						
174	国家公務員法の一部を改正する法律案(井上信治君外6名提出、第174回国会衆法第32号)	内 閣	10/1				閉会中 審 査						
174	離島の振興に関する施策の拡充のための離島振興法等の一部を改正する法律案(武部勤君外4名提出、第174回国会衆法第33号)	国土交通	10/1				閉会中 審 査						
174	離島航路航空路整備法案(武部勤君外4名提出、第174回国会衆法第34号)	国土交通	10/1				閉会中 審 査						
174	農業等の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付に関する法律案(加藤紘一君外4名提出、第174回国会衆法第35号)	農林水産	10/1				閉会中 審 査						
175	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(大口善徳君提出、第175回国会衆法第1号)	議院運営	10/1		審 査 未 了								
176	平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(財務金融委員長提出、衆法第1号)	審査省略					10/19	可決	10/21	可決	10/22	可決	10/29 (50)
176	平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律案(総務委員長提出、衆法第2号)	審査省略					10/19	可決	10/21	可決	10/22	可決	10/29 (49)
176	赤潮被害対策特別措置法案(小里泰弘君外8名提出、衆法第3号)	農林水産	12/2		審 査 未 了								
176	国等の責任ある財政運営を確保するための財政の健全化の推進に関する法律案(後藤田正純君外4名提出、衆法第4号)	財務金融	12/2					閉会中 審 査					
176	国家公務員法等の一部を改正する法律案(河野太郎君外6名提出、衆法第5号)	内 閣	12/2					閉会中 審 査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
176	幹部国家公務員法案（河野太郎君外6名提出、衆法第6号）	内閣	12/2					閉会中 審査					
176	障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第7号)	審査省略					11/18	可決	12/3	可決	12/3	可決	
176	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆法第8号)	審査省略					11/18	可決	11/26	可決	11/26	可決	11/30 (55)
176	国会議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆法第9号)	審査省略					11/18	可決	11/26	可決	11/26	可決	11/30 (56)
176	国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆法第10号)	審査省略					11/18	可決	11/26	可決	11/26	可決	12/3 (62)
176	国会職員法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆法第11号)	審査省略					11/18	可決	11/26	可決	11/26	可決	12/3 (60)
176	海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案(古屋圭司君外4名提出、衆法第12号)	文部科学	12/2					閉会中 審査					
176	裁判所法の一部を改正する法律案(法務委員長提出、衆法第13号)	審査省略					11/25	可決	11/25	可決	11/26	可決	12/3 (64)
176	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案(城島光力君外10名提出、衆法第14号)	経済産業	11/25	11/26	可決		11/26	可決	12/3	可決	12/3	可決	
176	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆法第15号)	審査省略					11/30	可決	12/3	可決	12/3	可決	
176	森林法の一部を改正する法律案(高市早苗君外16名提出、衆法第16号)	農林水産	12/2					閉会中 審査					
176	地下水の利用の規制に関する緊急措置法案(高市早苗君外13名提出、衆法第17号)	国土交通	12/2					閉会中 審査					

〔参 法〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
175	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(水野賢一君提出、第175回国会参法第1号)								11/11	撤回			
176	インド洋におけるテロ対策海上阻止活動及び海賊行為等対処活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(佐藤正久君外2名提出、参法第1号)											閉会中 審 査	
176	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(松田公太君提出、参法第2号)									審査 未了			
176	子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案(松あきら君外5名提出、参法第3号)											閉会中 審 査	
176	郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止する等の法律案(中西健治君提出、参法第4号)											閉会中 審 査	
176	日本銀行法の一部を改正する法律案(桜内文城君提出、参法第5号)											審議 未了	
176	日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案(山崎正昭君外3名提出、参法第6号)											閉会中 審 査	
176	政策金融改革の着実な達成を図るための株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止する等の法律案(中西健治君提出、参法第7号)											審議 未了	
176	会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(林芳正君外7名提出、参法第8号)											審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
176	国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案（林芳正君外7名提出、参法第9号）											審議 未了	
176	国の財政運営の透明性の向上等に関する法律案（桜内文城君提出、参法第10号）											審議 未了	

〔 予 算 〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
176	平成22年度一般会計補正予算（第1号）	予 算	10/29	11/15	可決		11/16 11/26	可決	11/26	否決	11/26	否決
176	平成22年度特別会計補正予算（特第1号）	予 算	10/29	11/15	可決		11/16 11/26	可決	11/26	否決	11/26	否決
176	平成22年度政府関係機関補正予算（機第1号）	予 算	10/29	11/15	可決		11/16 11/26	可決	11/26	否決	11/26	否決

憲法第60条第2項の規定により衆議院の議決が国会の議決となった。

〔条 約〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
176	原子力の平和的利用における協力のための日本 国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間 の協定の締結について承認を求めるの件(条約第 1号)	外 務	10/26	11/12	承認		11/16	承認				審議 未了
176	所得に対する租税に関する二重課税の回避のため の日本国とスイスとの間の条約を改正する議 定書の締結について承認を求めるの件(条約第2 号)	外 務	10/26	11/12	承認		11/16	承認				審議 未了
176	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び 脱税の防止のための日本国とオランダ王国との 間の条約の締結について承認を求めるの件(条約 第3号)	外 務	10/26	11/12	承認		11/16	承認				審議 未了
176	日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間 における物品又は役務の相互の提供に関する日 本国政府とオーストラリア政府との間の協定の 締結について承認を求めるの件(条約第4号)	外 務	10/26	11/12	承認		11/16	承認				審議 未了
176	図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間 の協定の締結について承認を求めるの件(条約第 5号)	外 務	12/2					閉会中 審 査				

〔承認〕

提出 回次	議案件名	衆議院						参議院				
		委員会				本会議		委員会		本会議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果
176	外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出、承認第1号)(参議院送付)	経済産業	11/4	11/12	承認		11/16	承認	10/28	承認	10/29	承認

〔承諾〕

提出 回次	議案件名	衆議院						参議院				
		委員会				本会議		委員会		本会議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果
173	平成20年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(承諾を求めるの件)(第173回国会、内閣提出)	決算行政監視	10/1	11/16	承諾		11/16	承諾				閉会 審査
173	平成20年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第173回国会、内閣提出)	決算行政監視	10/1	11/16	承諾		11/16	承諾				閉会 審査
173	平成20年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)(第173回国会、内閣提出)	決算行政監視	10/1	11/16	承諾		11/16	承諾				閉会 審査
174	平成21年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第174回国会、内閣提出)	決算行政監視	10/1					閉会 審査				
174	平成21年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第174回国会、内閣提出)	決算行政監視	10/1					閉会 審査				

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
174	平成21年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第174回国会、内閣提出)	決算行政監視	10/1					閉会 中 審 査				
174	平成21年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第174回国会、内閣提出)	決算行政監視	10/1					閉会 中 審 査				

〔決算・国有財産等〕

14

< 決 算 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院	
		委 員 会				本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果		
173	平成20年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	10/1				閉会 中 審 査	/	
	平成20年度特別会計歳入歳出決算								
	平成20年度国税収納金整理資金受払計算書								
176	平成20年度政府関係機関決算書	決算行政監視	12/2				閉会 中 審 査		/
	平成21年度一般会計歳入歳出決算								
	平成21年度特別会計歳入歳出決算								
	平成21年度国税収納金整理資金受払計算書								
	平成21年度政府関係機関決算書								



< 国有財産 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
173	平成20年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	10/1				閉会中審査	
173	平成20年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	10/1				閉会中審査	
176	平成21年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	12/2				閉会中審査	
176	平成21年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	12/2				閉会中審査	

< NHK決算 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
171	日本放送協会平成19年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書	総務	10/1		審査未了			
174	日本放送協会平成20年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総務	10/1		審査未了			

[ 決議案 ]

< 本会議決議 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院					
		委 員 会				本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果
176	内閣官房長官仙谷由人君不信任決議案(佐藤勉君外5名提出)	審査省略				11/15	否決
176	国土交通大臣馬淵澄夫君不信任決議案(佐藤勉君外5名提出)	審査省略				11/15	否決
176	北朝鮮による韓国・大延坪島砲撃に関する決議案(川端達夫君外14名提出)	審査省略				11/26	可決
176	2022年ワールドカップサッカー大会招致に関する決議案(川端達夫君外13名提出)	審査省略				11/26	可決

< 委員会決議 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院	
		委 員 会	議 決 日
176	裁判所法の改正に関する件	法 務	11/24
176	障害保健福祉の推進に関する件	厚生労働	11/17
176	原子力発電施設等立地地域の振興に関する件	経済産業	11/26
176	中小企業対策の抜本的強化に関する件	経済産業	12/3

## 両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等

### 【総務委員会】

#### 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第6号)要旨

本案は、デジタルテレビジョン放送の送信設備等の整備を引き続き促進するため、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の廃止期限を、平成27年3月31日まで延長するものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

#### 放送法等の一部を改正する法律案(内閣提出第7号)要旨

本案は、通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した規制の整理・合理化を図るため、放送法、電波法及び電気通信事業法について、各種の放送形態に対する規制を統合するとともに、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化する等所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 放送関連の4法律を一つに統合するとともに、放送を「基幹放送」と「一般放送」に区分し、放送の業務の参入について、基幹放送は「認定」、一般放送は「登録」とするとともに、放送の業務と電気通信設備の設置・運用を一の者で行うことも、それぞれを別の者が担うことも選択可能にする一方、地上放送において放送の業務と無線局の設置・運用を一の者が行う場合には、無線局の「免許」のみで足りる現行の制度も併存させること。
- 二 基幹放送について、いわゆるマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定化し、複数の基幹放送事業者への出資に関しては、一定の範囲内において定める水準を超えないことを原則とすること。
- 三 放送について、設備の維持、重大事故が発生した場合の報告、放送番組の種別の公表、有料放送の提供条件の説明、再放送同意を巡る紛争に係る電気通信紛争処理委員会によるあっせん及び仲裁等に関する規定を整備すること。
- 四 日本放送協会について、経営委員会の構成員に会長を加えるとともに、経営委員会の委員、会長、副会長及び理事の欠格事由の一部を改めること。
- 五 無線局の主たる目的に支障のない範囲で、一つの無線局を通信及び放送の双方の目的に利用することが可能となるよう、無線局の免許及び目的変更の許可に関する規定を整備するとともに、免許を要しない無線局の空中線電力

の上限の見直し、携帯電話基地局の免許の包括化、電波監理審議会による意見の聴取等に関する規定を整備すること。

六 いわゆるコンテンツ配信事業者等と電気通信事業者との間における電気通信役務の提供を巡る紛争等に係る電気通信紛争処理委員会によるあっせん及び仲裁、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続会計に関する規定を整備するとともに、有線放送電話に関する法律の廃止等を行うこと。

七 政府は、この法律の施行後3年以内に、表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするための制度の在り方について、新聞社、通信社その他のニュース又は情報の頒布を業とする事業者と基幹放送事業者との関係（いわゆるクロスメディア所有規制）の在り方を含めて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### （修正要旨）

一 日本放送協会について、経営委員会の構成員に会長を加える規定並びに経営委員会の委員、会長、副会長及び理事（三において「役員」という。）の欠格事由の一部を改める規定等を削除すること。

二 政府は、この法律の施行後3年以内に、表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするための制度の在り方について、いわゆるクロスメディア所有規制の在り方を含めて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとする規定を削除すること。

三 政府は、この法律の公布後1年を目途として、日本放送協会の役員に係る欠格事由の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### 地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）要旨

本案は、地方財政の状況等にかんがみ、平成22年度分の普通交付税の額の算定に用いる雇用対策・地域資源活用臨時特例費の単位費用の改定等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 平成22年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例

補正予算により増額された平成22年度分の地方交付税について、当該額の一部を平成23年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付する

ことができることとすること。

## 二 基準財政需要額の算定方法の改正

- 1 平成22年度分の地方交付税の額の算定に用いる雇用対策・地域資源活用臨時特例費の単位費用を改定すること。
- 2 平成22年度に限り、地方公共団体が起こすことができることとされる臨時財政対策債について、平成22年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定において基準財政需要額から控除された額の範囲内の額とすること。

## 三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

### **一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）要旨**

本案は、平成22年8月10日付けの一般職の職員の給与の改定に関する人事院勧告を勧告どおり実施しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 医療職俸給表(一)を除くすべての俸給表について、中高年齢層が受ける俸給月額を中心に俸給月額を改定すること。
- 二 期末手当及び勤勉手当の年間支給割合について、指定職職員以外の職員は計0.2月分、指定職職員は計0.15月分を引き下げること。
- 三 当分の間、55歳を超える職員であって、行政職俸給表(一)6級相当以上である者のうち、指定職職員等を除いた者への俸給月額の支給に当たっては、俸給月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減額すること。
- 四 任期付研究員及び任期付職員について俸給月額を改定等を行うこと。
- 五 この法律の施行に関し必要な経過措置等について規定すること。
- 六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日の属する月の翌月の初日から施行すること。

### **特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）要旨**

本案は、一般職の職員の給与改定に伴い、内閣総理大臣等の特別職の職員について、一般職の職員の給与改定に準じた措置を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員の給与

改定に準じ、内閣総理大臣は206万円、国務大臣等は150万3,000円、副大臣等は144万1,000円とする等の改定を行うこと。

二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当の支給割合について、0.15月分を引き下げること。

三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日の属する月の翌月の初日から施行すること。

### **国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）要旨**

本案は、平成22年8月10日付けの人事院からの意見の申出を踏まえ、一定の常時勤務することを要しない職員について、仕事と生活の両立を図る観点から、育児休業等を行うことができるようにするため、国家公務員の育児休業等に関する法律等について改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

一 国家公務員の育児休業等に関する法律について、以下の改正を行うこと。

1 一定の常時勤務することを要しない職員について、子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日までの間で人事院規則で定める日まで育児休業を行うことができるようにすること。

2 再任用短時間勤務職員を除く一定の常時勤務することを要しない職員について、3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことをすることができるようにすること。

二 地方公務員について、国家公務員と同様の改正を行うこと。

三 この法律は、平成23年4月1日から施行すること。

#### **（附帯決議）**

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 本法の施行に当たっては、地方公共団体の臨時・非常勤職員の職種や任用方法、処遇等が多岐にわたること及び各地域が置かれている状況に相違があることに十分配慮し、地方公共団体の臨時・非常勤職員の勤務実態及び本法の施行に伴う影響について調査を行い、これを踏まえて地方公共団体に必要な助言及び情報提供を行うよう努めること。

二 本法案に定めるもののほか、地方公共団体における非常勤職員の勤務条件の在り方について、実態に即した環境の整備に向け検討すること。

**平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律案（総務委員長提出、衆法第2号）要旨**

本案は、平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について、個人の道府県民税及び市町村民税の所得割に係る免税措置を設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 道府県は、個人の道府県民税の所得割の納税義務者が、口蹄疫対策特別措置法の施行の日から平成24年3月31日までの間に、手当金等の交付を受けた場合には、当該手当金等の交付により生じた所得に係る道府県民税の所得割の額として政令で定める額を免除すること。
- 二 市町村は、個人の市町村民税の所得割の納税義務者が、口蹄疫対策特別措置法の施行の日から平成24年3月31日までの間に、手当金等の交付を受けた場合には、当該手当金等の交付により生じた所得に係る市町村民税の所得割の額として政令で定める額を免除すること。
- 三 この法律は、公布の日から施行すること。
- 四 その他所要の規定を整備すること。

## 【法務委員会】

### 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）要旨

本案は、一般の政府職員について、平成22年の民間の賃金水準に合わせて俸給月額を引き下げることに伴い、裁判官の報酬月額についても、おおむねこれに準じて引き下げる等の措置を講ずるものである。

なお、この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとしている。

### 検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）要旨

本案は、一般の政府職員について、平成22年の民間の賃金水準に合わせて俸給月額を引き下げることに伴い、検察官の俸給月額についても、おおむねこれに準じて引き下げる等の措置を講ずるものである。

なお、この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとしている。

### 裁判所法の一部を改正する法律案（法務委員長提出、衆法第13号）要旨

本案は、平成23年10月31日までの間、暫定的に、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を停止し、司法修習生に対し給与を支給する制度とするとともに、所要の経過措置を設けるものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。



## 【財務金融委員会】

### 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第64号）要旨

本案は、保険業法の特例として経過的に認められている社団法人等の行う保険業の果たす役割にかんがみ、当分の間、引き続きこれらの保険業を継続して行うことを可能とするとともに、保険契約者の保護等の観点から必要な規制を整備するもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 認可特定保険業者に対する保険業法の特例

- 1 保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号。以下「平成17年改正法」という。）の公布の際現に特定保険業（平成17年改正法による改正後の保険業であって、同法による改正前の保険業に該当しないものをいう。以下同じ。）を行っていた者は、当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができること。
- 2 1の認可を受けようとする者は、平成25年11月30日までに所要の事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならないこととし、行政庁は、申請者が一般社団法人又は一般財団法人であって、一定の基準に適合すると認めるときは、1の認可をすること。

#### 二 認可特定保険業者に対する規制

- 1 認可特定保険業者は、特定保険業及びこれに附帯する業務並びに保険代理業を行うことができることとし、これら以外の業務を新たに行うには、特定保険業を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすおそれがないと認められるものとして行政庁の承認を要すること。
- 2 認可特定保険業者は、特定保険業等に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理しなければならないこと。
- 3 認可特定保険業者に対する報告徴求、立入検査、業務改善命令、業務停止命令、認可取消し等の監督に関する所要の規定を整備すること。

#### 三 行政庁

認可特定保険業者に係る行政庁は、旧民法第34条の規定により設立された法人（公益法人）であったものについては旧主務官庁、それ以外のものについては内閣総理大臣とすること。

#### 四 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

- 2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律による改正後の規定の実施状況、共済に係る制度の整備の状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、この法律に規定する特定保険業に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

**(修正要旨)**

四 2 について、「施行後適当な時期において」を「施行後 5 年を目途として」に改めること。

**平成22年 4 月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（財務金融委員長提出、衆法第 1 号）要旨**

本案は、口蹄疫対策特別措置法第27条（税制上の措置）を踏まえ、平成22年 4 月以降において発生が確認された口蹄疫により被害を受けた発生農家等の税負担の軽減を図り、地域の基幹産業である畜産業の早期の再建を目指して、緊急に対応すべき措置を講じようとするものである。具体的には、個人又は法人が、口蹄疫対策特別措置法の施行の日から平成24年 3 月31日までの期間内に、家畜伝染病予防法及び口蹄疫対策特別措置法の規定により交付を受けた手当金等について、次の税制上の特例措置を講ずるものである。

- 一 個人が交付を受けた手当金等については、その手当金等の交付を受けた日の属する年分のその交付により生じた所得に対する所得税を免除すること。
- 二 法人が交付を受けた手当金等については、その手当金等に係る利益の額に相当する金額は、その交付を受けた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入すること。
- 三 この法律は、公布の日から施行すること。

## 【厚生労働委員会】

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第7号）要旨

本案は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者及び障害児の地域生活を支援するため、関係法律の整備について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 障害福祉サービス等を利用した場合の負担について、利用者の家計の負担能力に応じたものとし、障害福祉サービス等に要する費用から利用者の家計の負担能力に応じて定める額を控除した額を給付することを原則とすること。
- 二 発達障害者が障害者に含まれることを明示すること。
- 三 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを市町村に設置できることとするほか、成年後見制度利用支援事業を市町村の地域生活支援事業の必須事業とすること。
- 四 現在障害種別に分かれている障害児の施設について、障害種別を超えた利用ができるよう一元化するとともに、通所による支援の実施主体を市町村とすること。また、児童デイサービスについて、20歳に達するまで利用できるよう、特例を設けること。
- 五 グループホーム・ケアホームの利用に伴い必要となる費用の助成制度を創設すること。
- 六 政府は、障害保健福祉施策を見直すに当たって、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援の在り方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 七 この法律は、一部を除き、平成24年4月1日から施行すること。

## 【農林水産委員会】

### 農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第50号）要旨

本案は、農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進による農林漁業の持続的かつ健全な発展及び農山漁村の活性化を図るため、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化を支援するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 基本理念

農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化は、農林漁業の六次産業化を促進するため、農林漁業者等が農林水産物等及び農山漁村に存在する資源を有効に活用して主体的に行う取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その促進を図られなければならないものとする。

#### 二 基本方針

農林水産大臣は、農山漁村における六次産業化の推進に関する基本的な事項、農林漁業及び関連事業の総合化の促進の意義及び基本的な方向等を明らかにした基本方針を定めるものとする。

#### 三 計画の認定

- 1 農林漁業者等が、農林水産物等を利用した生産とその加工又は販売に一体的に取り組む計画（以下「総合化事業計画」という。）を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができるものとする。
- 2 民間事業者等が、農林漁業及び関連事業の総合化に資する研究開発及びその成果の利用を促進するための計画（以下「研究開発・成果利用事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を受けることができるものとする。

#### 四 支援措置

総合化事業計画の認定を受けた場合には、農業改良資金融通法の特例（貸付対象者の拡大、償還期間及び据置期間の延長）等の措置を、研究開発・成果利用事業計画の認定を受けた場合には、種苗法の特例（新品種の品種登録に要する出願料及び登録料の減免）等の措置を講ずるものとする。

#### 五 国の施策

国は、関係省庁相互間の連携を図りつつ、本法に基づく措置及びこれと別に講ぜられる農山漁村の活性化に資する措置を総合的かつ効果的に推進する

よう努めるものとする。

## 六 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

### (修正要旨)

- 一 法律の題名を「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」に改めること。
- 二 制定の理念を宣明するため、前文を加えること。
- 三 法律の目的を「農林漁業の振興を図る上で農林漁業経営の改善及び国産の農林水産物の消費の拡大が重要であることにかんがみ、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化及び消費者の利益の増進を図るとともに、食料自給率の向上及び環境への負荷の少ない社会の構築に寄与すること」に改めること。
- 四 「六次産業化」に係る定義規定を削除するとともに、「農林漁業の六次産業化」の文言を「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等」に改めること。
- 五 「地域の農林水産物の利用の促進」について、定義、基本理念、国及び地方公共団体の責務等、財政上の措置等、基本方針・都道府県及び市町村の促進計画及び地域の農林水産物の利用の促進に関する施策の規定を追加すること。
- 六 この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に係る規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

## 【経済産業委員会】

### 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案（城島光力君外10名提出、衆法第14号）要旨

本案は、原子力による発電の推進等に資するため、原子力発電施設等の周辺地域について、生活環境、産業基盤等の総合的かつ広域的な整備に必要な特別措置を講ずる法律の有効期限を10年間延長しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一 この法律は、公布の日から施行し、平成33年3月31日限り、その効力を失う。
- 二 本法の施行に伴う所要の規定の整備を行う。

### 外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）（参議院送付）要旨

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」（平成22年4月9日閣議決定）に基づき、平成22年4月14日から平成23年4月13日までの間、同法第48条第3項の規定による北朝鮮を仕向地とするすべての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び同法第52条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置並びに同法第25条第6項の規定による北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、賃借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第10条第2項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

## 【国土交通委員会】

### 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（第174回国会内閣提出第37号、参議院送付）要旨

本案は、重大な土砂災害が急迫している場合において、市町村長が適切に避難指示をできるように、国土交通大臣又は都道府県知事による緊急調査、市町村長への情報提供などの技術的支援について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 目的に、重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供することを加えること。
- 二 土砂災害の発生原因に、河道閉塞による湛水（土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。）を加えること。
- 三 土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想されるときには、特に高度な専門的知識及び技術が必要である場合は国土交通大臣が、その他の場合は都道府県知事が、緊急調査を行うこと。
- 四 都道府県知事又は国土交通大臣は、市町村長による避難指示の判断に資するため、緊急調査の結果に基づき、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を、都道府県知事にあつては関係のある市町村の長に、国土交通大臣にあつては関係のある都道府県及び市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならないこと。
- 五 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### （附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 一 土砂災害防止対策基本指針を定めるに当たっては、適時・的確な避難による土砂災害の被害の大幅な軽減を実現すべく、地方公共団体の防災計画への適切な反映、土砂災害緊急情報の通知及び周知の徹底が図られるよう、十分配慮すること。
- 二 緊急調査については、実効性あるものとなるよう、技術の向上、実施体制の充実強化等に努めること。また、都道府県知事が実施する緊急調査について、人材育成等必要な支援措置を積極的に講じること。
- 三 土砂災害緊急情報の一般への周知が市町村長による避難指示等の発令前に

行われることが想定されることにかんがみ、土砂災害緊急情報の運用に当たっては、地域住民の対応等に混乱が生じることのないよう、その周知方法及び内容等について特段の配慮を行うこと。

四 過疎化や高齢化等の進行により地域の防災力が低下していることにかんがみ、学校教育における防災知識の普及や地域住民への各種情報の提供及び周知の徹底が図られるよう、地方公共団体と連携して取り組むこと。

五 大規模地震、大規模水害等、土砂災害以外の重大な自然災害についても、深刻な被害が予想されていることにかんがみ、国や地方公共団体による計画的な対策の推進を図っていくこと。



## 【環境委員会】

### 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律案（内閣提出第12号）（参議院送付）要旨

本案は、地域における多様な主体が有機的に連携して行う生物の多様性の保全のための活動を促進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 主務大臣は、地域における多様な主体が有機的に連携して行う生物の多様性を保全するための活動（以下「地域連携保全活動」という。）の促進に関する基本方針（以下「地域連携保全活動基本方針」という。）を定めなければならないこととすること。
- 二 市町村は、単独で又は共同して、地域連携保全活動基本方針に基づき、当該市町村の区域における地域連携保全活動の促進に関する計画（以下「地域連携保全活動計画」という。）を作成することができることとすること。また、地域連携保全活動を行おうとする特定非営利活動法人等は、当該地域連携保全活動を行おうとする地域をその区域に含む市町村に対し、当該地域連携保全活動に係る事項をその内容に含む地域連携保全活動計画の案の作成についての提案をすることができることとすること。
- 三 地域連携保全活動計画を作成しようとする市町村は、地域連携保全活動計画の作成に関する協議及び地域連携保全活動計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織することができることとすること。
- 四 地域連携保全活動計画に従って行われる行為について、自然公園法、森林法、都市緑地法等の規定の特例を定めることとすること。
- 五 国は、生物の多様性の保全を目的として国民又は民間の団体が行う生物の多様性の保全上重要な土地の取得が促進されるよう、これらの者に対し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うこととすること。
- 六 地方公共団体は、地域連携保全活動を行おうとする者その他の関係者間における連携及び協力のあっせん並びに生物の多様性の保全に関する知識を有する者の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めることとすること。
- 七 国及び地方公共団体は、地域連携保全活動に関し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うよう努めることとすること。
- 八 政府は、土地の所有者が判明しないことその他の事情により地域における生物の多様性の保全のための活動について土地の所有者の協力が得られない

ことが当該活動に支障を及ぼす場合があることにかんがみ、土地の所有者の協力が得られない場合における生物の多様性を保全するための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする  
こと。

九 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

【安全保障委員会】

防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）要旨

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する等所要の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定すること。
- 二 常勤の防衛大臣補佐官、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生並びに生徒に支給される12月期の期末手当の支給割合を100分の150に引き下げること。
- 三 一般職の国家公務員の例に準じて、当分の間、行政職俸給表(一)6級以上に相当する職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後の俸給月額等について減額の規定を定めること。
- 四 常勤の防衛大臣補佐官、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生並びに生徒に支給される6月期の期末手当の支給割合を100分の140に引き下げるとともに、12月期の期末手当の支給割合を100分の155に引き上げること。
- 五 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。ただし、四に係る改正規定は平成23年4月1日から施行すること。

## 【予算委員会】

### 平成22年度一般会計補正予算（第1号）

本補正予算は、歳出面において、平成22年10月8日に決定された「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」を実施するため、「雇用・人材育成」「新成長戦略の推進・加速」「子育て、医療・介護・福祉等」「地域活性化、社会資本整備、中小企業対策等」に必要な経費等の追加を行う一方、既定経費の減額を行い、歳入面においては、租税及印紙収入の増収を見込むとともに、前年度剰余金受入を計上するほか、その他収入の減収を見込むなど所要の補正措置を講ずるものである。

なお、公共事業等について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、平成22年度一般会計歳入歳出予算は次のとおりとなる。（原則として単位未満四捨五入）

#### 歳入

当初	92,299,193 百万円
補正	4,429,200 百万円
計	96,728,393 百万円

#### 歳出

当初	92,299,193 百万円
補正	4,429,200 百万円
計	96,728,393 百万円

一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

#### 歳入

1 租税及印紙収入	2,247,000 百万円
2 政府資産整理収入	17,054 百万円
3 雑収入	1,208 百万円
4 公債金	
(1) 公債金	1,250,000 百万円
(2) 特例公債金	1,250,000 百万円
5 前年度剰余金受入	2,200,462 百万円
計	4,429,200 百万円

#### 歳出

1 円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策費	4,851,292 百万円
(1) 雇用・人材育成	319,876 百万円
(2) 新成長戦略の推進・加速	336,897 百万円
(3) 子育て、医療・介護・福祉等の強化による安心の確保	1,123,874 百万円
(4) 地域活性化、社会資本整備、中小企業対策等	3,070,645 百万円
2 国債整理基金特別会計へ繰入	812,341 百万円
3 その他の経費	196,827 百万円
4 既定経費の減額	1,431,260 百万円
計	4,429,200 百万円

#### 平成22年度特別会計補正予算（特第1号）

本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、国債整理基金特別会計、労働保険特別会計等11特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

なお、食料安定供給特別会計等3特別会計においては、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

主な特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

#### 1 交付税及び譲与税配付金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
交付税及び譲与税配付金勘定		
当初	53,582,442	53,385,142
補正	1,312,614	1,312,614
計	54,895,056	54,697,756

#### 2 国債整理基金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
当初	189,528,167	177,528,167
補正	7,343,267	656,733
計	196,871,435	176,871,435

#### 3 労働保険特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
--	---------	---------

雇用勘定

当初	4,180,928	4,180,928
補正	6,985	6,985
計	4,187,914	4,187,914

4 国有林野事業特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
当初	450,080	450,080
補正	17,167	17,167
計	467,247	467,247

5 社会資本整備事業特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 治水勘定		
当初	806,647	806,647
補正	46,211	46,211
計	852,858	852,858
(2) 道路整備勘定		
当初	1,886,531	1,886,531
補正	179,471	179,471
計	2,066,002	2,066,002
(3) 港湾勘定		
当初	210,628	210,628
補正	6,929	6,929
計	217,557	217,557
(4) 空港整備勘定		
当初	461,300	461,300
補正	2,855	2,855
計	464,155	464,155
(5) 業務勘定		
当初	262,102	262,102
補正	1,679	1,679
計	260,423	260,423

以上のほかに、登記特別会計、財政投融资特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計、食料安定供給特別会計及び農業共済再保険特別会計におい

て、歳入歳出予算の補正を行っている。

国庫債務負担行為の追加を行うのは、食料安定供給特別会計、国有林野事業特別会計及び社会資本整備事業特別会計である。

#### 平成22年度政府関係機関補正予算（機第1号）

本補正予算は、株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正措置を講ずるものである。

政府関係機関補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

株式会社日本政策金融公庫

危機対応円滑化業務

補てんの額の限度額のうち、その他の補てんの額の総額を1,542,600百万円から1,862,600百万円に改めることとすること。

## 【議院運営委員会】

### 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第8号）要旨

本案は、人事院勧告に伴う内閣総理大臣等の特別職の職員の給与改定に準じて各議院の議長、副議長及び議員の歳費月額の改定等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 各議院の議長、副議長及び議員の歳費月額を内閣総理大臣、国务大臣及び大臣政務官に準じて改定すること。
- 二 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。
- 三 平成22年12月に受ける期末手当について特例を設けること。

### 国会議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第9号）要旨

本案は、人事院勧告に伴う政府職員の給与改定に準じて国会議員の秘書の給与の改定等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国会議員の秘書の給料月額の一部を特別職の秘書官に準じて改定すること。
- 二 平成22年12月期の勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。
- 三 平成23年度以後の勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。
- 四 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第110号）附則第3項の規定に基づく経過措置の算定基礎額を一般職の職員に準じて改定すること。
- 五 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。ただし、三は、平成23年4月1日から施行すること。
- 六 平成22年12月に受ける期末手当について特例を設けること。

### 国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第10号）要旨

本案の主な改正点は、次のとおりである。

- 一 一定の常時勤務することを要しない国会職員（以下「非常勤職員」とい



う。)について、子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日までの間で両議院の議長が協議して定める日まで育児休業をすることができるようにすること。

二 一定の非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)について、3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことをすることができるようにすること。

三 この法律は、平成23年4月1日から施行すること。

### **国会職員法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆法第11号)**

#### **要旨**

本案は、国会職員について、新たな人事評価制度を導入し、その能力及び業績を把握した上で行われる勤務成績の評価に基づき昇任等を行うこととするもので、その主な改正点は、次のとおりである。

一 国会職員の昇任等は、各本属長が、二の人事評価に基づき、命じようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該命じようとする職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

二 国会職員の執務については、各本属長は、定期的に人事評価を行わなければならないこと。

三 国会職員の降給について、所要の手続きを整備を行うこと。

四 この法律は、平成23年4月1日から施行すること。

### **国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆法第15号)要旨**

本案の改正点は、次のとおりである。

一 議長、副議長及び議員は、議長、副議長及び議員となった日からその身分を失った日まで歳費を受けること。ただし、死亡又は衆議院の解散の場合には、その当月分までの歳費を受けること。

二 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行すること。

三 その他所要の規定を整備すること。

【政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会】

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案  
(内閣提出第11号)(参議院送付)要旨

本案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成23年3月、4月又は5月中に満了することとなる実情にかんがみ、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、これらの選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 平成23年3月1日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合及び公職選挙法第34条の2の規定(以下「90日特例の規定」という。)により行う場合を除き、選挙の期日及び告示の日を次のとおりとすること。

	選挙の期日	告示の日
都道府県知事選挙	平成23年4月10日	同年3月24日
指定都市の長選挙	同年4月10日	同年3月27日
都道府県及び指定都市の議会の議員選挙	同年4月10日	同年4月1日
指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙	同年4月24日	同年4月17日
町村の議会の議員及び長の選挙	同年4月24日	同年4月19日

- 二 平成23年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、選挙の期日及び告示の日を一に掲げる日とすることができるものとする。

- 三 90日特例の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも平成23年3月1日から同年5月31日までの間に満了する場合には、適用しないものとする。

- 四 同時選挙、重複立候補の禁止及び寄附等の禁止に関し、必要な規定を設けるものとする。

- 五 この法律は、公布の日から施行するものとする。

## 本会議・委員会決議

### 【本会議】

#### 北朝鮮による韓国・大延坪島砲撃に関する件

北朝鮮は11月23日、突如として韓国の島・大延坪島及びその周辺海域に向け、約170発もの砲撃を行った。その被害は、韓国軍の基地及び兵士のみならず、一般住民や市街地にも及んでいる。このような、まさに無差別とも呼べる砲撃は言語道断の暴挙である。北朝鮮がたとえどのような言い訳をしようとも、一般住民を巻き込む武力による挑発行為は、決して許されない。

今回の砲撃により犠牲者が出たことにつき、本院は、韓国政府及び国民に対し衷心から弔意を表し、被害者の早期回復を祈念する。

朝鮮戦争の休戦協定は遵守されなければならない、今般の北朝鮮による韓国に対する砲撃は、国際社会としても看過できない挑発行為である。

本院は、今般の北朝鮮の砲撃を強く非難するとともに、北朝鮮が核兵器の開発も含め、あらゆる軍事的な挑発行為を放棄し、拉致問題の早期全面解決も強く求める。

よって政府は、今般の北朝鮮の軍事的暴挙に対し断固として非難を行い、韓国政府の立場を支持し、国際社会と緊密に協調しつつ、北朝鮮に対する新たな制裁措置等を検討するとともに、北朝鮮に対する国際的な圧力を高めるため、韓国及び米国を始めとする関係各国との連携強化に一層の努力を尽くすべきである。

右決議する。

#### 2022年ワールドカップサッカー大会招致に関する決議案（第176回、決議第4号）

我が国において、ワールドカップサッカー大会を再び開催することは、国際親善とスポーツの振興にとって極めて意義深いものである。

衆議院は、来る2022年ワールドカップサッカー大会の開催を我が国に招致することを強力に推進するとともに、その準備態勢を整備すべきものと認める。

右決議する。

## 【委員会決議】

(法務委員会)

### 裁判所法の改正に関する件

政府及び最高裁判所は、裁判所法の一部を改正する法律の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 改正後の裁判所法附則第四項に規定する日までに、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
  - 二 法曹の養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずること。
- 右決議する。

(厚生労働委員会)

### 障害保健福祉の推進に関する件

政府は、今後の障害保健福祉施策の実施に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 平成25年8月までの実施を目指して、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すなど検討すること。
  - 二 指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画案を作成する際に、障害者等の希望等を踏まえて作成するよう努めるようにすること。
- 右決議する。

(経済産業委員会)

### 原子力発電施設等立地地域の振興に関する件

原子力は供給安定性と経済性に優れ、発電過程で二酸化炭素を排出しないゼロエミッション電源であり、エネルギーの安定供給及び地球温暖化対策のための基幹エネルギーとして、安全の確保を大前提に積極的に推進する必要がある。

そのためには、原子力の立地にあたり、国民及び立地地域の理解と信頼を得ることは不可欠である。よって、政府は、地域の防災のみならず地域の振興が適切に図られるよう、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 振興計画の策定にあたっては、市町村の意向に十分配慮し、市町村との誠実な協議を行うことなどにより、地域の実情を反映した計画となるよう努めること。

- 二 対象事業を拡大するために必要な政省令告示などの措置を速やかに講ずること。
- 三 振興計画に位置づけられた地域の防災インフラとして重要な避難道路及び学校施設等について、その建設に必要な財政支援を確保すること。
- 四 原子力防災に関し、振興計画に位置づけられている基幹的な道路の整備について、法に基づく支援措置が適用されるよう、地域特性を踏まえ、国と地方は連携し、万全な措置を講ずること。
- 五 さらに補助の拡充を検討すること。
- 六 今後、必要に応じて、法律の見直しを行うこと。  
右決議する。

### 中小企業対策の抜本的強化に関する件

我が国の現在の経済状況は、リーマン・ショック以降、実施してきた数々の政策効果もあって回復の兆しが見えていたところであるが、昨今の円高・デフレの進行に伴い、先行きの不透明さは増すばかりである。とりわけ中小・小規模企業については、我が国経済の基盤を支えるかけがえのない存在であるとの思いを新たにし、年末及び年度末の金融対策も含め、その経営環境の改善には、万全な上にも万全を期すことが必要である。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、中小企業の活性化を図るために、次の事項について最大限の努力をすべきである。

- 一 中小企業経営の命綱でもある中小企業金融にかかる景気対応緊急保証、セーフティネット貸付、中小企業金融円滑化法及び小規模事業者経営改善資金（マル経）融資制度について、その政策効果を検証しつつ、制度の継続や内容の更なる改善について真摯に検討し、中小企業の資金繰り支援に万全の体制を取ること。
- 二 下請代金支払遅延等防止法の厳格な執行などにより、大企業による下請けいじめを防止し、下請け取引の一層の適正化を行い、企業規模間や業種別格差の是正を図るなど、公正な市場環境を整備すること。
- 三 中小企業の能力向上のため、ものづくりを支える中小企業の技術開発支援や若手人材の雇用ミスマッチ解消など中小企業の人材の確保・育成に引き続き積極的に取り組むこと。
- 四 中小企業も、国内市場にのみ活動の場を限定するのではなく、海外の需要を取り込むなど多角的な経営が必要となっていることに鑑み、中小企業の海

外展開を積極的に推進すること。

五 中小企業の地域経済における重要性に鑑み、農商工連携や地域資源の活用、地域の商店街の活性化への支援に引き続き積極的に取り組むこと。

六 中小企業の経営支援を充実するため、融資相談・経営相談・再生支援など中小企業各種相談窓口を強化し、広報活動を含め体制整備を図ること。

七 中小・小規模企業の仕事創出のため、公共事業の大幅な前倒し発注や分割発注の推進等により、官公需の中小企業の受注比率の向上を図るとともに、中小企業対策について、地域の実情に応じて効果的に実施できるよう、地方との連携を強化すること。

八 中小企業対策のための予算の確保及び税制措置について万全を期すこと。  
右決議する。

## 通過議案概要一覧

( 〇 は内閣提出、 △ は衆法又は参法 )

委員会名	議案名	概要	提出	成立
総務	高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）	デジタルテレビジョン放送の送信設備等の整備を引き続き促進するため、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の廃止期限を、平成27年3月31日まで延長するもの。	10/13	11/26
	放送法等の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）（修正）	通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した規制の整理・合理化を図るため、放送法、電波法及び電気通信事業法について、各種の放送形態に対する規制を統合するとともに、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化する等所要の改正を行うもの。 なお、日本放送協会の経営委員会の構成等に関する改正規定及びいわゆるクロスメディア所有規制に関する検討条項の削除並びに日本放送協会の役員に係る欠格事由の在り方についての検討条項の新設等の修正を行った。	10/13	11/26
	地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）	平成22年度の補正予算により、同年度分の地方交付税の総額が1兆3,126億円増額することに伴い、1兆126億円を平成23年度分の地方交付税の総額に加算して交付できることとするとともに、3,000億円については、平成22年度に交付することとし、これに対応して普通交付税の額の算定に用いる雇用対策・地域資源活用臨時特例費の単位費用の改定等を行うもの。	10/29	11/26
	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）	平成22年8月の人事院勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、期末手当及び勤勉手当並びに非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の額の引下げ改定を行うとともに、55歳を超える職員に対する俸給月額の支給に当たって、当分の間その一定割合を減ずる措置を講ずる等の改正を行うもの。	11/ 1	11/26
	特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）	一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の給与の額の引下げ改定を行うもの。	11/ 1	11/26

委員会名	議案名	概要	提出	成立
総務	国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）	平成22年8月の人事院の意見の申出にかんがみ、一般職の国家公務員について、一定の常時勤務することを要しない職員についても育児休業をすることができるようにする等の改正を行うもの。	11/ 1	11/26
	平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律案（総務委員長提出、衆法第2号）	口蹄疫対策特別措置法第27条を踏まえて、本年4月以降に発生が確認された口蹄疫により被害を受けた畜産農家に対し、平成24年3月31日までの間に交付された手当金等に係る個人の住民税を免除するもの。	10/19	10/22
法務	裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）	一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の改定等を行うもの。	11/ 1	11/26
	検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）		11/ 1	11/26
	裁判所法の一部を改正する法律案（法務委員長提出、衆法第13号）	平成23年10月31日までの間、暫定的に、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を停止し、司法修習生に対し給与を支給する制度とするもの。	11/24	11/26
財務金融	保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第64号）（修正）	平成17年の保険業法改正前から共済事業を行ってきた団体等のうち、一定の要件に該当するものについて、保険業法の規制の特例を設け、当分の間、その実態に即した監督を行うことを可能とするもの。 なお、特定保険業に係る制度について検討を加える時期を明確化する修正を行った。	(2010) 5/11	11/12



委員会名	議案名	概要	提出	成立
財務金融	平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（財務金融委員長提出、衆法第1号）	個人又は法人が、口蹄疫対策特別措置法の施行の日から平成24年3月31日までの期間内に、家畜伝染病予防法及び口蹄疫対策特別措置法の規定により交付を受けた手当金等について、所得税を免除又は法人所得の計算上損金算入する特例措置を講ずるもの。	10/19	10/22
厚生労働	障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第7号）	障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者自立支援法について障害福祉サービス等の利用者負担を原則として応能負担とする等、関係法律の整備を行うもの。	11/17	12/3
農林水産	農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第50号）（修正）	農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進による農林漁業の持続的かつ健全な発展及び農山漁村の活性化を図るため、基本方針の策定並びに総合化事業計画及び研究開発・成果利用事業計画の認定について定め、これらの計画に基づく事業の実施について、農業改良資金の貸付け等に関する特例措置を講ずるもの。 なお、法律の題名を「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」に改めること、前文を加えること、法律の目的を改めること、「農林漁業の六次産業化」の文言を「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等」に改めること、「地域の農林水産物の利用の促進」について、国及び地方公共団体の責務等、財政上の措置等、基本方針・都道府県及び市町村の促進計画等の規定を追加すること等の修正を行った。	(2010) 3/12	11/26

委員会名	議案名	概要	提出	成立
経済産業	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案（城島光力君外10名提出、衆法第14号）	原子力による発電の推進等に資するため、原子力発電施設等の周辺地域について、生活環境、産業基盤等の総合的かつ広域的な整備に必要な特別措置を講ずる法律の有効期限を10年間延長しようとするもの。	11/25	12/ 3
	外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）（参議院送付）	平成22年4月14日から平成23年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とするすべての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置並びに北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、賃借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて国会の承認を求めるもの。	10/14	11/16
国土交通	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（第174回国会内閣提出第37号、参議院送付）	河道閉塞（天然ダム）等による重大な土砂災害が急迫している場合において、市町村が住民への避難指示等を適切に行えるよう、国又は都道府県による緊急調査の実施、土砂災害が想定される区域及び時期の市町村への通知及び一般への周知等について必要な事項を定めるもの。	(2010) 3/ 2	11/17
環境	地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律案（内閣提出第12号）（参議院送付）	地域における多様な主体が有機的に連携して行う生物の多様性の保全のための活動を促進するため、地域連携保全活動基本方針の策定及び市町村が作成する地域連携保全活動計画について定め、当該計画に基づく活動の実施について、自然公園法、森林法、都市緑地法等の特例措置等を講ずるもの。	10/14	12/ 3
安全保障	防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）	一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する等所要の措置を講ずるもの。	11/ 1	11/26

委員会名	議案名	概要	提出	成立
予算	平成22年度補正予算（第1号、特第1号、機第1号）	歳出面において、円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策を実施するための経費等の追加を行い、歳入面において、租税及印紙収入の増収を見込むとともに、前年度剰余金受入の計上等を行うもの。 この結果、平成22年度一般会計補正後予算の総額は、当初予算に対し4兆4,292億円増加し、96兆7,284億円となる。 また、特別会計予算及び政府関係機関予算について、それぞれ所要の補正措置を講ずる。	10/29	11/26
議院運営	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第8号）	内閣総理大臣等の特別職の職員の給与改定に準じて、議長、副議長及び議員の歳費月額の見直し等を行うもの。	11/18	11/26
	国会議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第9号）	政府職員の給与改定に準じて、国会議員の秘書の給料月額及び勤勉手当の支給割合の見直し等を行うもの。	11/18	11/26
	国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第10号）	一般職の国家公務員の育児休業制度の拡充に準じて、一定の常時勤務することを要しない国会職員について、育児休業をすることができるようにする等の改正を行うもの。	11/18	11/26
	国会職員法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第11号）	国会職員について、新たな人事評価制度を導入し、その能力及び業績を把握した上で行われる勤務成績の評価に基づき昇任等を行うこととする等の改正を行うもの。	11/18	11/26
	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第15号）	歳費の支給を原則として日割りとするもの。	11/30	12/ 3

憲法第60条第2項の規定により衆議院の議決が国会の議決となった。

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
倫理選挙	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第11号)(参議院送付)	全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成23年3月、4月又は5月中に満了することとなる実情にかんがみ、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、これらの選挙の期日を統一するもの。	10/14	11/30

【参考】 閉会中審査議案概要一覧

( は内閣提出、 は衆法又は参法)

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第174回国会閣法第13号)	政府の政策決定過程における政治主導の確立のため、内閣官房に国家戦略局を、内閣府に行政刷新会議及び税制調査会をそれぞれ設置するとともに、国家戦略官等の新たな政治任用職を設ける等の措置を講ずるもの。
	地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する法律案(井上信治君外3名提出、第173回国会衆法第11号) (自民・公明)	地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びに地域住民等の役割を明らかにするとともに、地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めるもの。
	死因究明推進法案(下村博文君外5名提出、第174回国会衆法第30号) (自民・公明)	死因究明の推進について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、死因究明の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備するもの。
	国家公務員法の一部を改正する法律案(井上信治君外6名提出、第174回国会衆法第32号) (自民・公明・みんな)	職員団体の業務の実態にかんがみ、公務に対する国民の信頼の確保を図るため、職員団体と当局との交渉の内容を公表するとともに、勤務時間中に職員団体の業務に短期間従事することができる制度を廃止するもの。
	国家公務員法等の一部を改正する法律案(河野太郎君外6名提出、衆法第5号) (自民・みんな)	国家公務員制度改革基本法に基づき内閣による人事管理機能の強化等を図るため、人事の一元的管理に関する規定を創設し、内閣官房の所掌事務及び内閣人事局の設置に関する規定の整備等を行うとともに、国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため、官民人材交流センター及び再就職等監視委員会の廃止、再就職等規制違反行為の監視等を行う民間人材登用・再就職適正化センターの設置に関する規定の整備、他の役職員についての依頼等の規制違反に対する罰則の創設等を行うもの。
	幹部国家公務員法案(河野太郎君外6名提出、衆法第6号) (自民・みんな)	国家公務員制度改革基本法を踏まえ、行政の運営を担う国家公務員のうち幹部職員について適用すべき任用、分限等の各般の基準を定めるもの。

委員会名	議 案 名	概 要
総務	地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第174回国会内閣提出第56号、参議院送付）	内閣府本府に地域主権戦略会議を設置するとともに、地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付けを見直すため、関係41法律を改正する等の措置を講ずるもの。
	国と地方の協議の場に関する法律案（第174回国会内閣提出第57号、参議院送付）	地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、関係各大臣並びに地方公共団体の長及び議会議長の全国的連合組織の代表者が協議を行う国と地方の協議の場に関し、その構成及び運営、協議の対象その他所要の事項を定めるもの。
	地方自治法の一部を改正する法律案（第174回国会内閣提出第58号、参議院送付）	地方議会の議員定数設定の自由化、共同設置が可能な機関の範囲の拡大等を図るとともに、直接請求の制度についてその適正な実施を確保するため、所要の措置を講ずるもの。
	郵政改革法案（内閣提出第1号）	郵政改革について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政事業の実施主体の再編成、当該再編成後の実施主体に関して講ずる措置その他郵政改革の実施に必要な事項を定めるもの。
	日本郵政株式会社法案（内閣提出第2号）	郵政改革を実施するため、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるよう、日本郵政株式会社の目的及び業務の範囲を改め、郵便局の設置について定めるもの。
	郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第3号）	郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴い、郵政民営化法、郵便事業株式会社法、郵便局株式会社法等を廃止するとともに、関係法律の規定の整備を行うもの。

委員会名	議 案 名	概 要
法務	<p>児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（高市早苗君外 3 名提出、第173回国会衆法第 5 号） （自民・公明）</p>	<p>児童ポルノをみだりに所持すること等を一般的に禁止するとともに、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等を処罰する罰則を設け、あわせてインターネット事業者について児童ポルノの所持、提供等の行為の防止措置に関する規定の新設等を行うもの。</p>
外務	<p>図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第 5 号）</p>	<p>我が国政府が朝鮮半島に由来する附属書に掲げる図書1,205冊を大韓民国政府に対して引き渡すとともに、両国政府がこれらの図書の引渡しによって両国間の文化交流及び文化協力の一層の発展に努めることについて定めるもの。</p>
財務金融	<p>国等の責任ある財政運営を確保するための財政の健全化の推進に関する法律案（後藤田正純君外 4 名提出、衆法第 4 号） （自民）</p>	<p>国及び地方公共団体の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、国及び地方公共団体の責任ある財政運営を確保するため、財政の健全化に関し、国及び地方公共団体の責務、当面の目標、中期計画の策定、予算作成における遵守事項、社会保障制度等の改革及びこれに要する安定財源の確保のための税制の抜本的な改革その他の必要な事項を定めるもの。</p>
文部科学	<p>教育公務員特例法の一部を改正する法律案（下村博文君外 3 名提出、第174回国会衆法第 4 号） （自民・みんな）</p>	<p>公立学校の教育公務員が政治的行為の制限に違反した場合について、罰則を設けるもの。</p>
	<p>スポーツ基本法案（森喜朗君外 5 名提出、第174回国会衆法第29号） （自民・公明）</p>	<p>スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与するため、スポーツに関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めるもの。</p>
	<p>海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案（古屋圭司君外 4 名提出、衆法第 12 号） （自民・日本）</p>	<p>海外の美術品等の我が国における公開の促進を図るため、海外の美術品等に対する強制執行等の禁止の措置を定めるとともに、国の美術館等の施設の整備及び充実等について定めることにより、国民が世界の多様な文化に接する機会の増大を図ろうとするもの。</p>

委員会名	議 案 名	概 要
厚生労働	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（第174回国会内閣提出第54号、参議院送付）</p>	<p>今般の新型インフルエンザと同様の事態が発生した場合において予防接種の対応に万全を期するため、新たな臨時の予防接種の類型を創設する等所要の措置を講ずるもの。</p>
	<p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第60号）</p>	<p>常時雇用される労働者以外の労働者派遣や製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、違法派遣の場合に派遣先が派遣労働者に労働契約の申込みをしたものとみなすことなど派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置を講ずるもの。</p>
	<p>障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案（馳浩君外4名提出、第173回国会衆法第6号） （自民・公明・みんな）</p>	<p>障害者の虐待を防止するため、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めるもの。</p>
	<p>国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案（田村憲久君外6名提出、第173回国会衆法第12号） （自民・公明）</p>	<p>施設で就労する障害者の自立を促進するため、国及び独立行政法人等において、予算の適正な使用に留意しつつ、就労施設から物品等を調達するよう努めるものとするもの。</p>
農林水産	<p>農業等の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付に関する法律案（加藤紘一君外4名提出、第174回国会衆法第35号） （自民）</p>	<p>農業、森林並びに水産業及び漁村の有する多面的機能を維持し、及び増進していくためには農林水産業に対する国等の支援が不可欠であることにかんがみ、農林水産業者等に対して交付金を交付し、もって、これらの多面的機能の適切かつ十分な発揮を図ることを目的とするもの。</p>
	<p>森林法の一部を改正する法律案（高市早苗君外16名提出、衆法第16号） （自民）</p>	<p>森林の有する公益的機能を維持するため、森林所有者等の届出の制度並びに伐採及び伐採後の造林の届出をせずに伐採を行った者に対する伐採の中止及び造林の命令に係る制度を創設する等の措置を講ずるもの。</p>
経済産業	<p>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第49号）</p>	<p>公正取引委員会が行う審判制度を廃止するとともに、排除措置命令等の行政処分を行おうとする際の意見聴取のための手続を整備する等の措置を講ずるもの。</p>



委員会名	議 案 名	概 要
国土交通	<p>賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案（第174回国会内閣提出第36号、参議院送付）</p>	<p>賃借人の居住の安定の確保を図るため、家賃債務保証業を営む者及び家賃等弁済情報提供事業を営む者について登録制度を実施し、これらの事業に対し必要な規制を行い、家賃債務保証業者及び家賃等弁済情報提供事業者の業務の適正な運営を確保するとともに、家賃等弁済情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、あわせて賃貸住宅の家賃等に係る債権の取立てに関する不当な行為を規制するもの。</p>
	<p>北海道観光振興特別措置法案（佐田玄一郎君外4名提出、第174回国会衆法第11号）（自民）</p>	<p>北海道知事による観光振興計画の作成及びこれに基づく観光の振興を図るための特別の措置等北海道における観光の振興に関し必要な事項を定めるもの。</p>
	<p>離島の振興に関する施策の拡充のための離島振興法等の一部を改正する法律案（武部勤君外4名提出、第174回国会衆法第33号）（自民）</p>	<p>奄美群島、小笠原諸島及び沖縄の離島を含む離島について、その自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るため、その振興のための施策を拡充するもの。</p>
	<p>離島航路航空路整備法案（武部勤君外4名提出、第174回国会衆法第34号）（自民）</p>	<p>離島航路航空路の整備を促進するため、離島航路航空路の整備について、基本理念を定め、国、関係地方公共団体及び離島航路航空路事業者の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定、整備計画の作成、離島航路航空路事業者への補助等について定めるもの。</p>
	<p>地下水の利用の規制に関する緊急措置法案（高市早苗君外13名提出、衆法第17号）（自民）</p>	<p>地下水が、国民共通の貴重な財産であり、公共の利益に最大限に沿うように利用されるべき資源であるとの観点から、地下水の利用に対する規制が総合的に講ぜられるまでの間の緊急的な措置として特定の地域内における地下水の利用について必要な規制をするもの。</p>
環境	<p>地球温暖化対策基本法案（内閣提出第5号）</p>	<p>地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策に関し、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、温室効果ガス排出量削減に関する中長期目標を設定し、地球温暖化対策の基本事項等を定めるもの。</p>

委員会名	議 案 名	概 要
環境	低炭素社会づくり推進基本法案(野田毅君外4名提出、第174回国会衆法第7号) (自民)	低炭素社会づくりに関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するため、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、独立行政法人等、国民及び民間団体の責務を明らかにするとともに、中長期的な目標の設定、低炭素社会づくり国家戦略の策定等の低炭素社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めるもの。
	気候変動対策推進基本法案(江田康幸君提出、第174回国会衆法第15号) (公明)	気候変動対策を推進するため、同対策に関し、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、独立行政法人等、国民及び民間団体の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出量の削減に関する中長期的な目標を設定し、気候変動対策の基本となる事項等を定めるもの。
安全保障	国際平和協力法案(中谷元君外4名提出、第174回国会衆法第24号) (自民)	国際平和協力活動及び物資協力、これらの実施の手續その他の必要な事項を定めるもの。
	国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(中谷元君外4名提出、第174回国会衆法第25号) (自民)	国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送の職務に従事する警察官、海上保安官若しくは海上保安官補又は自衛官について、自己又は自己と共に現場に所在する他の国際緊急援助活動等を行う者若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命等の防衛のためやむを得ない場合に武器を使用することができることとするもの。
	自衛隊法の一部を改正する法律案(小野寺五典君外7名提出、第174回国会衆法第31号) (自民)	外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して、より広範に対応できるよう、生命又は身体の保護を要する邦人について、その避難のために必要な輸送及び輸送の際の警護並びにこれらの措置を実施する際の権限について定めるもの。
決算行政監視	平成21年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第174回国会、内閣提出)	一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成21年6月30日から平成21年12月22日までの間において決定された使用額は、新型インフルエンザワクチンの確保に必要な経費、新型インフルエンザワクチン接種に係る助成費補助に必要な経費等8件、計626億2千万円余。

委員会名	議 案 名	概 要
決算行政 監 視	平成21年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第174回国会、内閣提出)	特別会計予備費予算総額9,924億4,750万円のうち、平成21年12月15日から平成22年1月20日までの間において決定された使用額は、農業共済再保険特別会計農業勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費等1特別会計2件、計50億7千万円余。
	平成21年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第174回国会、内閣提出)	特別会計予算総則第7条第1項の規定により、平成21年6月30日から平成21年11月27日までの間において決定された経費増額は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額等3特別会計8件、計390億4千万円余。
	平成21年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第174回国会、内閣提出)	特別会計予算総則第7条第1項の規定により、平成22年2月23日から平成22年3月26日までの間において決定された経費増額は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額等2特別会計2件、計125億2千万円余。
	平成20年度一般会計歳入歳出決算 平成20年度特別会計歳入歳出決算 平成20年度国税収納金整理資金受払計算書 平成20年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入89兆2,082億2千万円余、歳出84兆6,973億9千万円余であり、差引き剰余は4兆5,108億3千万円余。 特別会計の決算額は、21の特別会計があって歳入合計387兆7,395億2千万円余、歳出合計359兆1,982億2千万円余。 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額56兆1,857億8千万円余、一般会計の歳入への組入額等は55兆5,283億9千万円余であり、資金残額は6,573億8千万円余。 政府関係機関の決算額は、9つの機関があって収入合計1兆8,248億4千万円余、支出合計1兆7,847億3千万円余。
	平成20年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成20年度末現在額は、平成19年度末現在額より2兆7,986億3千万円余減少し、102兆3,690億3千万円余。
	平成20年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等に無償で貸付けている国有財産の平成20年度末現在額は、平成19年度末現在額より27億5千万円余増加し、1兆886億8千万円余。

委員会名	議 案 名	概 要
決算行政 監 視	平成21年度一般会計歳入歳出決算 平成21年度特別会計歳入歳出決算 平成21年度国税収納金整理資金受払計算書 平成21年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入107兆1,142億4千万円余、歳出100兆9,734億2千万円余であり、差引き剰余は6兆1,408億1千万円余。 特別会計の決算額は、21の特別会計があって歳入合計377兆8,931億1千万円余、歳出合計348兆600億3千万円余。 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額50兆4,845億8千万円余、一般会計の歳入への組入額等は49兆7,737億2千万円余であり、資金残額は7,108億5千万円余。 政府関係機関の決算額は、3つの機関があって収入合計1兆2,771億9千万円余、支出合計1兆5,300億9千万円余。
	平成21年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成21年度末現在額は、平成20年度末現在額より5兆58億円余増加し、107兆3,748億4千万円余。
	平成21年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等に無償で貸付けている国有財産の平成21年度末現在額は、平成20年度末現在額より52億6千万円余減少し、1兆834億2千万円余。
議院運営	国会審議の活性化のための国会法等の一部を改正する法律案（小沢一郎君外4名提出、第174回国会衆法第20号） （民主・社民・国民）	政府特別補佐人から内閣法制局長官を除くほか、内閣府に置かれる副大臣の定数を2人、大臣政務官の定数を6人増員し、法務省、厚生労働省、国土交通省及び環境省に置かれる大臣政務官の定数をそれぞれ1人増員するもの。
災害対策	津波対策の推進に関する法律案（二階俊博君外6名提出、第174回国会衆法第28号）（自民・公明）	津波対策を推進するに当たっての基本的認識を明らかにするとともに、津波の観測体制の強化及び調査研究の推進、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、津波対策のために必要な施設の整備その他の津波対策を推進するために必要な事項を定めるもの。
倫理選挙	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）	最近における公務員給与の改定、物価の変動等の実情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するもの。

委員会名	議 案 名	概 要
倫理選挙	政治資金規正法及び政党助成法の一部を改正する法律案（大口善徳君提出、第173回国会衆法第3号）（公明）	政治資金収支報告書の虚偽記載等があった場合において、政治団体の代表者が当該政治団体の会計責任者の「選任」又は「監督」のいずれか一方について相当の注意を怠ったときは、50万円以下の罰金に処することとするもの。
	政党助成法の一部を改正する法律案（林幹雄君外4名提出、第174回国会衆法第2号）（自民・公明）	政党の解散時における政党交付金の返還を免れる脱法行為を防止するため、政党が解散を決定した日後は、政党交付金による支出又は支部政党交付金による支出として寄附をすることができないこととするもの。
	公職選挙法の一部を改正する法律案（村田吉隆君外4名提出、第174回国会衆法第18号）（自民）	近時におけるインターネット等の普及にかんがみ、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治への参加の促進等を図るため、インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁するもの。

(参考) 衆議院を通過し参議院において閉会中審査となったもの

( は内閣提出、 は衆法又は参法)

委員会名	議 案 名	概 要
法務	民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案(内閣提出第8号)	国際的な経済活動に伴う民事紛争の適正かつ迅速な解決を図るため、国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件に関して日本の裁判所が管轄権を有する場合等について定めるもの。
文部科学	展覧会における美術品損害の補償に関する法律案(内閣提出第14号)(修正)	国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援するため、その主催者が展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府が当該損害を補償する制度を創設しようとするもの。 なお、政府が補償契約を締結する場合の規定に、博物館法に規定する博物館又は博物館相当施設における展覧会の開催に資するものとなるよう配慮するものとする内容を加えること等の修正を行った。
厚生労働	独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案(内閣提出第9号)	独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人雇用・能力開発機構を解散するとともに、職業能力開発業務を独立行政法人高齡・障害者雇用支援機構に移管する等の措置を講ずるもの。
	国民年金及び企業年金等による高齡期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第174回国会閣法第41号)(修正)	高齡期における所得の一層の確保を支援するため、徴収時効の過ぎた一定期間に係る国民年金保険料の納付を可能とするとともに、企業型確定拠出年金の加入者が自ら掛金を拠出できる仕組みを導入することなど企業年金制度等の改善の措置等を講ずるもの。 なお、国民年金保険料の納付可能期間の延長を、施行期日から起算して3年を経過する日までの措置とする等の修正を行った。
環境	環境影響評価法の一部を改正する法律案(第174回国会内閣提出第55号、参議院送付)	法の施行後の状況の変化及び施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、対象事業の範囲の拡大、事業計画の立案段階における環境保全のために配慮すべき事項についての検討(いわゆる戦略的環境アセスメント)、環境保全のための措置等の実施の状況に係る報告その他の手続の新設等の措置を講ずるもの。

委員会名	議 案 名	概 要
安全保障	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第27号）	特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付の対象となる事業を拡大しようとするもの。
決算行政 監 視	平成20年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書（承諾を求めるの件）（第173回国会、内閣提出）	平成20年度における予見し難い租税収入の減少等により一般会計の歳入歳出の決算上不足を生ずることとなった額について、決算調整資金に関する法律第7条第1項の規定により補てんするため、同資金から一般会計歳入に組み入れられた額、7,181億7千万円余。
	平成20年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第173回国会、内閣提出）	一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成20年4月22日から平成21年3月17日までの間において決定された使用額は、賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費、年金記録確認地方第三者委員会の運営に必要な経費等11件、計297億円余。
	平成20年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）（第173回国会、内閣提出）	特別会計予算総則第7条第1項の規定により、平成20年6月27日から平成20年11月21日までの間において決定された経費増額は、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における道路事業の推進に必要な経費の増額、同特別会計治水勘定における河川事業の推進に必要な経費の増額等2特別会計15件、計427億9千万円余。